PATENT ABSTRACTS OF JAPAN

(11)Publication number:

61-213769

(43) Date of publication of application: 22.09.1986

(51)Int.CI.

G01N 33/543 // A61K 39/00

(21)Application number: 60-056594

(71)Applicant: TOYOBO CO LTD

(22)Date of filing:

20.03.1985

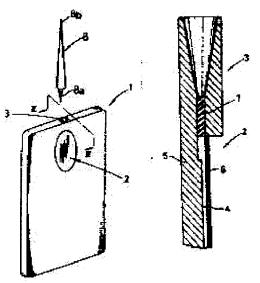
(72)Inventor: TSUCHIDA TOSHIO

OGAWA SATOSHI

(54) DIOGNOSTIC REAGENT KIT

(57)Abstract:

PURPOSE: To obtain a compact diagnostic reagent kit, by laminating a transparent plate and an opaque plate so as to form a reagent receiving space therebetween and providing a soft part for piercing a liquid specimen introducing needle into said space. CONSTITUTION: A diagnostic reagent kit 1 has a cell part 2 and a chip piercing part 3. The cell 4 of the cell part 2 is formed to the part surrounded by an opaque plate 5 and a transparent film plate 6 and sensitizing latex is received in said cell 4. The chip piercing part 3 is hermetically sealed with a rubber seal 7 to enable the stable preservation of the aforementioned latex. In use, a liquid specimen is collected by a needle shaped chip 8 and a needle part 8a is pierced in the cell 4 from the rubber seal 7. Thereafter, the opaque plate 5 or the transparent film plate 6 is pressed or separated by a finger several times to sufficiently mix and stirr the sensitizing latex and the liquid specimen and the result is observed through the transparent film plate 6.



LEGAL STATUS

[Date of request for examination]

[Date of sending the examiner's decision of rejection]

[Kind of final disposal of application other than the examiner's decision of rejection or application converted registration]

[Date of final disposal for application]

[Patent number]

[Date of registration]

[Number of appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection]

[Date of extinction of right]

(g) 日本国特許庁(JP)

⑫ 公 開 特 許 公 報 (A)

昭61-213769

@Int_Cl.4

證別記号

庁内整理番号

❸公開 昭和61年(1986)9月22日

G 01 N 33/543 // A 61 K 39/00 H-7906-2G 8214-4C

審査請求 未請求 発明の数 1 (全4頁)

60発明の名称 診断用試薬キット

②特 顧 昭60−56594

@出 頭 昭60(1985) 3月20日

69発明者 土田

寿 男

大津市本堅田6丁目32番12号

60発 明 者 小 川

論

大津市堅田2丁目1番B101号

⑪出 願 人 東洋紡績株式会社

大阪市北区堂島兵2丁目2番8号

饱代 理 人 弁理士 植木 久一

明集響

1 . 臭明の名称

除断用就婆キット

2 . 特許請求の義國

透明板と不達明板を、四者の間に鉄楽収納空間 が形成される様に貼り合わせると失に、鉄鉄業収 納空間と外部の間に検板導入針の刺入用数質部を 設けたことを特徴とする診断用鉄薬キット。

3 . 発明の詳細な説明

[農業上の利用分野]

木売明は、簡単な操作で迅速且つ積率に検査を 行なうことができるコンパタトな静断用試験キッ トに関するものである。

[登来の技術]

延旋食精学的検査法中でも関核要集反応法と呼ばれるものには、(1) 赤血球要集反応法、(2) ラテックス機集反応法、(2) コレステリン製集反応法等がある。これらのうち(2) のラテックス製集反応法は、最初機性関節リウマチの検査に用いられて以来、現在ではHGG、リウマチ因子、溶血

性理解球菌、尿中エストロゲン。CRP、LE例子、血中FDP、トキソプラズマ、HBs等といった検査に応用されており、特にそのラテックス気薬が製法、特異性、安定性、コスト等の点で有利であり又取り扱い易いという特徴を有しているASaiに作及しつつある。

この様本ラテックス凝集反応に用いられるラテックス凝集は、放極8.1 ~ 0.8 μ mのラテックス技事は、放極8.1 ~ 0.8 μ mのラテックス技事は、放極8.1 ~ 0.8 μ mのラテックス技事としたもので、この操作ラテックス対策としたもので、この操作ラテックスという場合もの、は、が検察中の抗算(又は抗体)を検出する。(又は抗原)が、これと対応をするにはないの対解して集造を形成でするにはない。これとの表質して集造を形成にはない。これといるに対するに対すれば、ラテックス放子の振振が起らず依然としてよいの状を呈しているに過ぎない。

上述の創き機作ラテックスの要集反応を検知。 進別する方法としては、(A) 分光学的に高度を制 記する方法。(8) 光散系を利用する方法。(C) 略 作ラテックスの鑑度が大きい場合、凝集反応の新 果生成する前記集塊を胸膜観察によって定性的に 森崩して判断する方法、等を挙げることができ る。中でも(C) の肉果によりラテックス酸集反応 を現象する方法においては、大病院にしか数値さ れていない様な特殊な装置や専門家しか修得して いない様な高度な知識やテクニックを必要としな いといった利点を有しており、広範な使用が無待 されている。とは言えこの方法ではのラティクス 京集反応を観察すべき反応板上に検索を築下す る。②感作ラテックス及び被鬱液を検抜に高下す る、中これらを均一に且つ十分に撹拌する。の反 応板を数分階ゆっくり盛り動かし機明下でラティ タスの奈条状態を観察する、母判断する、等声常 に爆雑で夫々別信数立した過程を有しているだけ でなく桑集反応により生じる聚集物の有無を短時 順内 (数分以内) に判定しないと反応能が蒸焼し てしまい上記判定を見訳る可能性が大きいといった 立大な欠点を有している。この為上述の都き独立した過程①~歯を合理的に行なうことができしかも判定の処誤りの少ないコンパクトな静脈用試薬キットが望まれていた。

[兎明が解決しようとする問題点]

本項明は上述の様な事情に着目してなされたものであって、簡単な操作で迅速且で確実に検査を 行なうことのできるコンパクトな診断用試資キットを提供しようとするものである。

[問題点を解決するための手段]

木発明に低る診断用試察キットとは、適明板と 不透明板を、内容の間に試度収納空間が形成される様に貼り合わせると共に、試試集収納空間と外 体の側に検液導入針の刺入用軟質器を設けたこと にその要替が存在するものである。

[作用]

本発明にる静衡用試菓キットは、上途の都く (I) 透明板と不透明板を貼り合わせで両者の間に試奨収納空間を形成し、(I) 試試業収納空間

へ検索を導くべき検索導入針の刺入用軟質機を設け、これら (I) 及び (II) の構成を相架的に結合させたところに最大の特徴を有するものである。以下本発明の作用・効果につき観明する。

以上其葉収納空間に収納される武楽として感作

ラテックスを選定して説明して来たが、該試集の 情成や性状については全く限定がなく、検検を導 入することによって製集反応を招く様本抗繁(又 は抗体)で動作させた例えば赤血球やコレステリ ン等の試察あるいは検索を導入することによって 気色反応を観察できる試察であっても良い。

以下図面を参慮しつつ実施環構を説明することによって本発明をよりが明にしていくが、本発明は以下の実施建構に限定されるものではなく前後の記載によづき本発明の範囲内で種々の変形が可能である。

〔突龙例〕

第1回は木焼明の一変施施探を示す為の斜視差別である。診断用其裏キット1は、セル第2及びチップ挿道部3を有している。そして第2回は第1頭に示す診断用其裏キット1のⅡ-Ⅱ線矢視部分拡大断硼線明関であり、セル部2及びチップ・ が適能3を失々示している。セル部2におけるセル4は、不適明板5と透明フイルム板6とで関すれる個分に影成され、ここに感作ラテックスが収 納される。一方チップ挿入部3における7はゴム シールであり、これによってセル4は密封され ラテックスの安定保存も可能となる。

次いで診断用試薬キット1の使用説明を行なうが、上記不適明板5及び/又は透明フィルム板 8 が弾力性を有しているか否かによってその使用方法に違いがあるので、以下の(1)及び(2)の場合 に分けて行なうこととする。

(1) 上記不遠明観及び/又は遠明フィルム板が 弾力性を有している場合

この場合には第1回に示す針状チャブ8を参析 用試案キット1に取付ける必要がある。尚針状 チャブは針据8ヵ及び先端毎8bを有している。

まず(1) 針状チップ8の針部8aをゴムシール 7 からセル4内へ耐入し、(2) 弾力性を有する不 透明板5及び/又は不適明フィルム板8を指等で 軽く押えつつ約1 関における上下関係を進にする (この際セル4内のラテックスがこぼれない様に 注意すること)。次いで(3) 検接収納容器例えば 被保コップの上方から診断用試裏キット1を降下

させていき針状チップ8の先編#8bを検戒中に 合侵させる。そして(4) 不進明板5及び/又は誰 **明フィルム版8の押圧を解除すると、これらの観** 元力による吸引力が生じ検察は針状チップ 8 を経 てセル4内へ吸上げられる。(5) セル4内へ被破 が吸入されたことを造男フィルム版8を通して確 巡してから再び節1回の状態へ戻し、そして針状 チップ8の針部8ェをゴムシールでから引きぬ く。この際ゴムシール7によりセル4は再び密封 **北端を保つことができる。この後(6) 不透明板 5** 及び/又は透明フイルム版8を指等で象回押した り触したりすることによりこれらの復元力を利用 してセル4内の番作ラテックスと検査を十分に翼 合・複件する。(?) ラテックス中の抜件(又は核 原)に対応する抗原(又は抗体)が検液中に存在 していれば、抗菌抗体反応が起こり養塊を形成す るであろうし、存在していなければ憂遠は難途さ れないであろうから、この状態を常配不通明板5 を背景にして内限で国家することによって検索の 性質を眩易且つ確実に判定することができる。仮

に該判定に若干時間を要したとしても、必要なとき以外は上記ゴムシール7でセル内が密封されている為、検察の蒸発等を心配する必要がなく報生的でしかも特度の良い検疫が可能となる。尚上途の加き判定を下すに当たり第3間に示す様に採取した状態のままの検察を入れるべき対限セル超9及び抗原抗体反応が起こり要塊が形成された状態を把握する為の対限セル第10を併設しておけばより一般強災的に上記判定を下すことができる。

(2) 上記不遠明板及び/又は歳明コイルム板が 弾力性を有していない場合

この場合には針状チャブ8をスポイドタイプの ものとすることが必要である。

まず(1) 被検者の血液や尿等の検液をスポイド タイプの針状チップ8へ導入しておき、(2) 針状 チップ8の針部8mをゴムシールでからセル4内 へ刺入し、(3) そして針状チップ8を指等で押圧 することによりセル4内へ検検を導く。この終セ ル4内は上記存圧の為に若干陽圧となるが、この 脳圧は針状チップ8内への空気の進げによって解 決する。(4) 次いで針状チップ8をゴムシール? からぬき取り、その後は上記(1) と阿様の取り扱 いとなる。

西上記(1) 及び(2) においては、検索導入針の 刺入用軟質器としてゴムシールを用いたが、この 様なものに限定する必要はなく、検験導入針が刺 入できる様な材質のもので構成されておればどん なものを用いても集い。

また上記不遵明板の色についても、形成された 豪境の色を明確に目視できる様な不適明色であれ ほどんな色でもよいことは言う送もない。

以上説明した様に本発明の診断用試察キット は、セル部分が感作ラテックス試薬の保存・検索 の吸入・癌作ラテックス試薬と検液の概合・提 件・感作ラテックス試薬と検液との反応・製貨施 の観察プレートの提供、といった多数の機能を液 値している為、試診断用試薬キットを用いること によって非常に簡単な操作で迅速且つ確実に検査 を行なうことができる。

[角明の効果]

本発明は以上説明した様に構成されているの で、簡単な操作で迅速且つ確実に検告を行なうこ とのできるコンパクトな診断用は裏キットを提供 することができる。

4. 個面の簡単な説明

第1回は本発明の一実施階級を示す終視説明 図、第2回は第1回におけるⅡ~Ⅱ線矢視部分払 大新面観明図、第3図は木英明の他の実施態様を 示す平面説明習である。

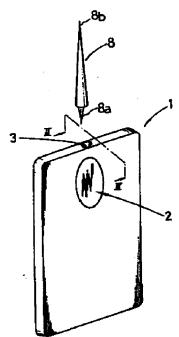
- 1 … 診断用其薬キット
- 3 …チップ経道部
- 4…セル
- 5 …不達明板
- B…通男フイルム板
- 7…ゴムシール

人無出 **東洋紡績株式会社**

弁理士 植木久-代理人

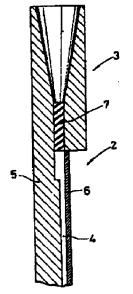


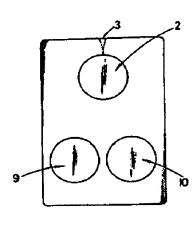
第 1 図



- 1…参断用試薬キット
- 2…セル部
- 3…チップ桿通部
- 8…針状チップ
- 88 …針部 85 …先端部

第 2 图





第3回

- 5 …不過明板
- 8…透明フイルム板 7…ゴムシール

A Property of Alexander of There's